

JA えびの市 行動計画

職員が仕事と家庭を両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることにより、全職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内 容

目標 1 計画期間中に、育児休業の取得水準を次の水準以上にする。
男性職員… 年に 1 人以上の取得すること。

【対策】 男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境を整備する。

時期 平成 27 年 4 月 1 日より

目標 2 労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得等利用しやすい環境整備。

【対策】 男女問わず時間単位休暇の促進をする。

時期 平成 27 年 4 月 1 日より

目標 3 育児・介護休業法に基づく育児休業給付労働基準法に基づく産前産後休業等、諸制度の周知

【対策】 階層別研修等を行い、全職員への周知・啓発を促す。

時期 平成 27 年 4 月 1 日より

目標 4 平成 32 年 3 月までに年次有給休暇の取得日数を、一人あたり年間平均 5 日以上とする。

【対策】 一月内で発生した振替休日の取得徹底したうえでの有給休暇の取得。
全職員への周知・啓発の実施。

時期 平成 27 年 4 月 1 日より

目標 5 地域の学校等と連携したインターンシップ等の就業体験等の実施。

【対策】 西諸管内にある学校を積極的に就業体験などの受入の実施。

時期 平成 27 年 4 月 1 日より